

897

11.5.27

11.3.26

11

過日各社代表者の方に御参集を願ひまして理事代議員の存廢に就き協議致しました結果満場一致を以て之れを廢し左の如き工場幹事制と改める事に決定致しました

一、即ち工場内に於ける組合員各自が一ヶ月交替で順々に當番幹事に當り其の月内に於ける組合の事務を取扱ふ事(例へば従前の代議員の如く)

二、工場幹事の數は其の工場内の組合員五人まで一名五人以上二名それからは十名を増す毎に一名(例へば十五人を超せば三名二十五人を超せば四名と云ふ割合)

三、便宜の方法で月末までに翌月の工場幹事の氏名を本部へ通知する事

四、毎月一回定例幹事會を開く事
以上の如くでありますそれから

一、第一回幹事會の席上で任期を一ケ年とする幹事長一名を選定する事

二、改めて本組合の會報を發行する事
をも決議いたしました

右第二項の標準に基いて當番幹事の御選定を願ひます就きましては近々に臨時總會も開かねばなりませんし幹事長をも選舉せ